

teaching_material/

- (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているため、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>
公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団「水辺の安全ガイド」

<https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/app/>

※令和3年5月30日配信予定

- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

(別掲)

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ①「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
(平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
https://www.jpsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen_anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- ②「水泳指導の手引（二訂版）」
(平成26年3月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_mext/sports/jyu_jitsu/1348589.htm
- ③「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
(平成26年3月文部科学省)
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-DrY4xcQ8&list=PLGp6sGZ3lnbZpFb1ZpdnakulGAZsFHsX>
- ④「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
(平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNoTA>

- (1) 飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年度の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年度の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを敢り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領において「入学年度の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としていることから、高等学校の入学年度の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教員又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技術の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講ずること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」及び「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」(http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_002_0.pdf)も参考に、安全な指導を行うこと。

【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）抜粋

- (2) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」(https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf)を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

- (3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返した事などによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。
特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ①「e-learningコンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」」
(公益財団法人日本ライフセービング協会)
<https://elearning.jllw-lifesaving.or.jp/>
- ②「水辺の安全ガイド」
(公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団)
<https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/app/> ※ 令和3年5月30日配信予定

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 https://www8.caa.go.jp/shoushi/shinsaido/meeting/kyouiku_juiku/pdf/guideline.pdf）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_180424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

なお、平成29年度、30年度及び31年度通知において、重大事故の例として示した内容を以下のとおり修正する。

| (修正前) | |
|-------|---|
| 校種 | 事故の状況 |
| 小学校 | 郡民体育大会及び小学校体育連盟主催の水泳大会に出場予定候補選手を対象とした放課後の水泳練習において、飛び込み練習を行った際、水面にフラフープを浮かべた状態で実施した。その状況中、児童がフラフープをめぐり飛び込み、プールの底に頭頂部をぶつけた。その後、頭部捻挫と診断され、数か月通院。 |
| (修正後) | |
| 校種 | 事故の状況 |
| 小学校 | 郡民体育大会及び小学校体育連盟主催の水泳大会に出場予定候補選手を対象とした放課後の水泳練習において、飛び込み練習を行った際、水面にフラフープを浮かべた状態で実施した。その状況中、児童がフラフープをめぐり飛び込み、プールの底に頭頂部をぶつけた。その後、頭部捻挫と診断され、通院加療中。 |

水泳指導時における事故防止の徹底について(通知)

〔教保体第470号〕
平成26年6月11日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 殿
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

水泳等の事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、昨日、県内小学校プールにおいて水泳の授業中に児童が溺れ、救急搬送される事故が発生しました。

つきましては、平成26年5月19日付け教保体第314号「水泳等の事故防止について(通知)」等を再度確認の上、下記事項に留意し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すようお願いいたします。

記

- 緊急対応マニュアルの確認と見直しについて
事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るため、緊急対応マニュアルの確認、見直しを図ること。
- AEDや救急用具等について
AEDや救急用具、連絡用機器(インターホン・携帯電話等)をプールサイドの所定の位置に配置するか、または、配置場所を明確にし、教職員全員が情報を共有すること。
- 水泳指導時の気温、水温について
水温に関しては23℃以上が望ましい(「水泳指導の手引(三訂版)」平成26年3月文部科学省)が、気温、水温については水泳指導時に必ず確認し、児童生徒の発達段階や当日の体調、学習内容等を考慮して判断すること。
- 児童生徒の健康状態の把握について
 - 日常の健康観察に加え、水泳指導がある日には特に入念に健康観察を行うこと。
 - 水泳学習確認カード(プールカード)を活用し、学校と家庭が協力して児童生徒の当日の健康状態を把握するとともに、水泳学習開始直前の児童生徒の健康状態を確認し、事故防止に万全を尽くすこと。
 - 児童生徒の持病等については家庭と連絡を密にとり、確認すること。
- 水泳指導について
 - 必ず複数の教師で指導を行い、監視や指導の役割をはっきりさせて指導に当たること。
 - 児童生徒の様子を観察する位置は、必ず全員が見渡せる位置とし、水面上はもちろん水底にも視線を向けるようにすること。その際、水面が光って見えにくい部分には特に注意を払うこと。
 - 指導中の観察については、常に児童生徒の顔色、唇の色、動作、せき、くしゃみ、

別添1

令和2年夏期(7~8月)における水泳等の事故

(※観察調べ。()内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

| 水難事故者数 | 水難事故者数 |
|--------|-----------|
| 令和2年夏期 | 616人(101) |
| 令和元年夏期 | 594人(107) |

【表2】場所別死者・行方不明者

| | 令和2年夏期 | | 令和元年夏期 | |
|-----|---------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 海 | 114(4) | 43.5% | 121(6) | 50.6% |
| 河川 | 112(8) | 42.7% | 92(5) | 38.5% |
| 湖沼池 | 11(1) | 4.2% | 10(1) | 4.2% |
| 用水路 | 20(1) | 7.6% | 9(0) | 3.8% |
| プール | 2(0) | 0.8% | 5(2) | 2.1% |
| その他 | 3(1) | 1.1% | 2(0) | 0.8% |
| 計 | 262(16) | | 239(14) | |

【表3】行為別死者・行方不明者

| | 令和2年夏期 | | 令和元年夏期 | |
|----------------|---------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 水泳 | 28(4) | 10.7% | 38(2) | 15.9% |
| 水遊び | 52(9) | 19.8% | 42(7) | 17.6% |
| 魚とり・釣り | 73(1) | 27.9% | 67(0) | 28.0% |
| 作業中 | 13(0) | 5.0% | 8(0) | 3.3% |
| 通行中 | 10(0) | 3.8% | 9(0) | 3.8% |
| その他 | 86(2) | 32.8% | 75(2) | 31.4% |
| 陸上における遊戯・スポーツ中 | 0(0) | 0.0% | 0(0) | 0.0% |
| ボール遊び | 1(0) | 0.4% | 3(0) | 1.3% |
| 水難救助活動 | 4(0) | 1.5% | 5(0) | 2.1% |
| シュノーケリング | 8(0) | 3.1% | 4(0) | 1.7% |
| スキューバダイビング | 6(0) | 2.3% | 4(0) | 1.7% |
| カーフィン | 1(0) | 0.4% | 2(0) | 0.8% |
| その他 | 7(0) | 2.7% | 7(1) | 2.9% |
| 不明 | 59(2) | 22.5% | 50(1) | 20.9% |
| 合計 | 262(16) | | 239(14) | |

【表4】年齢別死者・行方不明者

| | 令和2年夏期 | | 令和元年夏期 | |
|------------------------|--------|-------|--------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 子供 | 16 | 6.1% | 14 | 5.9% |
| 未就学児童 | 4 | 1.5% | 3 | 1.3% |
| 小学生 | 7 | 2.7% | 11 | 4.6% |
| 中学生 | 5 | 1.9% | 0 | 0.0% |
| 高校生又はこれに相当する年齢の者 | 9 | 3.4% | 10 | 4.2% |
| 高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者 | 114 | 43.5% | 113 | 47.3% |
| 65歳以上の者 | 113 | 43.1% | 88 | 36.8% |
| 不明 | 10 | 3.8% | 14 | 5.9% |
| 合計 | 262 | | 239 | |

別添2

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度においてスポーツ事故(水泳中)に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

| 学校種 | ※令和2年度は速報値 | | | | | 総計 |
|------|------------|--------|--------|-----------------|-------|----|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 | 令和2年度 | |
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高等学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※学校種は発生校種

○水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

| 学校種 | ※令和2年度は速報値 | | | | | 総計 |
|------|------------|--------|--------|-----------------|-------|----|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 | 令和2年度 | |
| 小学校 | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 | 7 |
| 中学校 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 5 |
| 高等学校 | 0 | 2 | 3 | 1 | 2 | 8 |
| 総計 | 3 | 4 | 5 | 2 | 6 | 20 |

※学校種は発生校種

発言等に注意をはらい、異常を早期に発見できるようにすること。

- (4) 指導者全員が水着を着用し、緊急時には、すぐに救助できるようにすること。
- (5) 緊急時に使用するホイッスル等を携帯すること。
- (6) 準備運動、水慣れ等を確実に行うとともに、児童生徒の泳力に応じた指導内容とし、適宜休憩を取らせること。
- (7) 見学者に対しては熱中症等にならないよう、健康面に配慮すること。

「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について（通知）

【教保体第673号】
【平成18年8月11日】

各県立学校長 様

県教育局県立学校部保健体育課長

平成18年8月11日付けで文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり事務連絡がありましたので送付します。

つきましては、同事務連絡を踏まえ、教職員へ周知するとともに、水泳プールの安全確保のための必要な措置を講ずるよう願います。(略)

㊤ 「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について

【事務連絡】
【平成18年8月11日】

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県知事
文部科学省関係各独立行政法人の長
各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省所轄各学校法人理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋口修資

今夏、水泳プールにおいて、施設の設置、管理における安全確保の不備等による事故が発生したことに鑑み、昨日、「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」(平成18年8月9日設置)において、「プールにおける安全確保のための緊急アピール」(以下「緊急アピール」という。)(別添1)を申し合わせました。

つきましては、別添1中の「プールの安全確保のための緊急自主点検について」の趣旨の了

解の上、各プールの管理者の責任において緊急に自主点検を行っていただくようお願いいたします。なお、その際、別添2「水泳プールの安全管理について(依頼)(平成18年8月1日付け18文科ス187号)をお送りしていた機関については、それに基づく安全点検及び確認の結果等を踏まえ、その結果を施設の入り口等に掲示していただくようお願いいたします。本事務連絡を受けてとられた対応等については、後日、報告をいただく予定ですのでよろしく願います。報告内容等については、おって御連絡いたします。

あわせて、別添3を参照に、本事務連絡を関係機関等に広く周知していただくようお願いいたします。

なお、民法法人等の関係団体に対しては、適宜情報提供をお願いいたします。また、本事務連絡と同旨の通知が、本件の関係省庁より届くことがあることを申し添えます。

従前の別添4の「水泳等の事故防止について(通知)」(平成18年5月29日付け18文科ス第100号)等の通知については、引き続き、その趣旨を徹底し、水泳プールの安全確保について万全を期していただくよう願います。

別添1

プールにおける安全確保のための緊急アピール

【平成18年8月10日】
【プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議 申し合わせ】

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。

したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を発出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁(内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等)の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれましては、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入り口等に掲示していただくようお願いいたします。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれては、プールにおける安全確保のために、積極的に対応していただくよう御協力をお願いいたします。

(別添)

プールの安全確保のための緊急自主点検について

1. 概要

水泳プールの各管理者(※)において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。

(※管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者)

2. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の水泳プールの管理者に下記により呼びかけ。

【国立施設(独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。)】…各省庁

【公立施設】

- ・学校(私立学校を含む。)及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を経由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を経由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を経由した呼びかけ…経済産業省等

3. 緊急点検項目

(1) 施設関係

①点検対象

- ・プール水槽内の水を排除するための排水口
- ・循環濾過装置や起流ポンプ等へ吸水するための環水口

②点検項目

- ・鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

(2) 管理運営関係

①点検対象

- ・監視体制

②点検項目

- ・監視員が適切に配置されているか
- ・監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行なっているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

4. 実施時期

可能な限り速やかに実施。

5. 掲示方法

別紙の掲示例を参考に、プールの入り口等に掲示。

(別紙)

プールの安全確保のための緊急自主点検結果
 当〇〇プールは、国の「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」による「プールにおける安全確保のための緊急アピール」を受けた緊急自主点検を行い、施設の安全性を確認しました。
 平成18年8月〇〇日
 プール管理者 〇〇〇〇
 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

| 区分 | 点検項目 | 点検結果 |
|--------|--|-------------------|
| 施設関係 | 鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか | (例) 堅固に固定されている など |
| | その他管理者が重要と考える項目 | (適宜記載) |
| 管理運営関係 | 監視員が適切に配置されているか | (例) 適切に配置されている など |
| | 監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか | (例) 十分指導を行っている など |
| | その他管理者が重要と考える項目 | (適宜記載) |

「学校プールの安全管理指針」について(通知)

〔 教保体第716号 〕
 〔 平成18年8月25日 〕

各市町村教育委員会教育長 様

埼玉県教育委員会教育長

児童生徒の事故防止につきましては、「小・中学校安全点検要領(四訂版)」等を参考に安全点検を実施し、御指導いただいているところですが、このたび、ふじみ野市大井プールにおける児童吸い込み死亡事故を受け、学校プールの安全管理の徹底を図るため、別添のとおり「学校プールの安全管理指針」を策定しました。

つきましては、学校プールの安全管理について、あらためて貴管内の学校(園)への周知徹底をお願いします。

(学校プールの安全管理指針(略))

体育的活動時の熱中症事故の防止について (通知)

〔 教保体第861号 〕
〔 令和3年8月18日 〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校教育活動における熱中症事故の防止については、特段の御配慮をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきましては、令和3年4月1日付け教保体第9号「体育的活動時における事故防止について（通知）」にて周知しているところですが、夏季休業明けに際し、改めて、下記事項に留意の上、熱中症事故の防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度等の環境条件に配慮した教育活動を実施すること。
 - 2 熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。
 - 3 この時期、熱中症は、気温にかかわらず発生する傾向があるため、長時間に及ぶ活動や激しい活動を避けること。また、屋外のみならず屋内においても発生する可能性があるため、換気を十分行うなどの屋内環境の整備に努めること。
 - 4 体育の授業においては、マスクの着用は必要ないこと。
- ※配慮事項については、令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照。

【熱中症に関する情報】

- ・厚生省：熱中症関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/
- ・日本気象協会の熱中症情報
<https://tenki.jp/heatstroke/>
- ・環境省：熱中症予防情報サイト（暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報)
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・環境省：熱中症環境保健マニュアル
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

- ・気象庁：熱中症から身を守るために
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>
- ・総務省：熱中症情報
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター：熱中症を予防しよう～知って防ごう熱中症～
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?Tabid=114>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会：熱中症を防ごう
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/guidebook1.html>
- ・令和3年6月11日付け教保体第489号
「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について（依頼）」
- ・令和3年5月7日付け教保体第255号
「熱中症事故の予防について（依頼）」
- ・令和3年4月1日付け教保体第9号
「体育的活動時の事故防止についてについて（通知）」

落雷事故防止の徹底について（通知）

〔 教保体第926号 〕
〔 平成28年8月5日 〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒等の安全確保につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、平成28年7月19日付け教保体第765号で通知しているところですが、昨日、県西部の県立高等学校グラウンドにおいて、運動部活動中に重大な落雷事故が発生しました。

つきましては、下記留意事項を再確認し、未然に落雷事故を防ぐために、指導の徹底を再度図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 落雷事故の防止について
 - (1) 活動に際しては、当日の天気予報について、特に大雨や雷雲の発生について事前に調べておくとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。
 - (2) 屋外での活動中に落雷の予兆や落雷注意報の発令があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場

所に避難するなど、児童生徒等の安全確保を最優先事項として判断すること。

- (3) 児童生徒等にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

2 落雷に関する情報

- ・ 気象庁：「雷ナウキャスト」(雷と竜巻の短時間予報について)

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- ・ 気象庁：雷から身を守るには
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>

- ・ 財団法人 埼玉県体育協会：落雷事故対策マニュアル

<http://www.saitama-sports.or.jp/files/science/Thunderbolt>

- ・ 落雷に対する安全対策に関する科学的知見
(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行))

㊦ 落雷事故の防止について (通知)

【 教保体第765号
平成28年7月19日 】

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

また、平成28年6月14日付け教保体第530号で通知したとおり、梅雨期及び台風期における防災体制の強化について、指導の徹底を図っていただき重ねて感謝いたします。

さて、標記の件につきまして、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から、平成28年7月15日付け28初健食第25号で依頼がありました。

7、8月と雷の発生が多くなることが予想されます。つきましては、通知の内容を確認、参照の上、特に下記事項に留意し、落雷事故を未然に防ぐために、指導の徹底を再度図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

1 落雷事故の防止について

- (1) 活動に際しては、当日の天気予報について、特に大雨や雷雲の発生について事前に調べておくとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。
- (2) 屋外での活動中に落雷の予兆や落雷注意

報の発令があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒等の安全確保を最優先事項として判断すること。

- (3) 児童生徒にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

2 落雷に関する情報

- ・ 気象庁：「雷ナウキャスト」(雷と竜巻の短時間予報について)

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- ・ 気象庁：雷から身を守るには
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>

- ・ 財団法人 埼玉県体育協会：落雷事故対策マニュアル

<http://www.saitama-sports.or.jp/files/science/Thunderbolt>

- ・ 落雷に対する安全対策に関する科学的知見
(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行))

㊦ 落雷事故の防止について (依頼)

【 28初健食第25号
平成28年7月15日 】

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市民生主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 } 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
和田 勝 行

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところですが、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下において落雷事故が発生している状況(別添参照)にあることから、学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」(文部科学省 平成25年3月改訂)等の資料を参照いただく他、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」及び雷発生の可能性や激しさについて、詳細な地域分布と1時間先まで10分毎の予報を確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されていますので、あわせて参考に御活用く

ださい。

※気象庁ホームページ「雷ナウキャスト」とは
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder-2-1.html>

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行)）によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

本件について各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課においては域内の市町村担当課に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、お知らせいただくようお願いいたします。

【参考資料】

- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月 文部科学省)
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月 文部科学省)
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」(平成20年3月 文部科学省)
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」(平成21年3月 文部科学省)
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」(平成22年3月 文部科学省)
- 「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改

訂版」(平成13年5月 日本大気電気学会)

(別添)

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

（学校事故事例検索データベース（独立行政法人日本スポーツ振興センター）より）

[26年度給付]

○死亡生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

[18年度給付]

○被災生徒：高等学校1年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

[15年度給付]

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中（徒歩）〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

積極的な気象情報の入手と活用について（通知）

〔教保体第1297号〕
平成28年10月3日

各市町村教育委員会委員長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、台風や上空の寒気等が秋雨前線を活潑化させ、これからの季節も、大雨、雷、突風や竜巻等による被害が予想されます。各学校では気象状況の急激な変化を把握し、危険を回避する迅速な対応が求められます。

つきましては、局地的大雨、落雷、突風・竜巻等による事故を未然に防ぐために、別紙を参考にして、これまで以上に積極的な気象情報の入手と活用による安全確保の徹底をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会に置かれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

(別紙)

「積極的な気象情報の入手と活用」

1 気象情報の入手

- (1) 天気予報と気象に係る警報、注意報等の確認

気象庁の天気予報(毎日5時、11時、17時に発表)をテレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等で確認できる。

ア 気象状況で危険がある場合には、警報、注意報が発生予想の数時間前から随時発表されるので、特に注意する。

イ 携帯端末(スマートフォン、タブレット等)、簡易型雷探知機等を活用すると、部活動や校外行事等の屋外での活動中でも、適宜気象情報を入手することができる。

- (2) レーダー・ナウキャスト(気象庁ホームページ)での確認

ア 校外行事や部活動等、屋外で活動する場合は、レーダー・ナウキャストで、強い雨、雷、竜巻の状況や予報を把握することができる。

イ レーダー・ナウキャストでは、気象庁が発表する最新の気象状況を確認することができる。これは、気象状況毎に以下の3つがある。

- ・「降水ナウキャスト」(雨の降る場所や強さを表す。)
- ・「雷ナウキャスト」(雷の発生場所や激しさを表す。)
- ・「竜巻発生確度ナウキャスト」(竜巻等の激しい突風のおそれがある場所や確率を表す。)

- (3) 高解像度降水ナウキャスト(気象庁ホームページ)での確認

実況に近い強雨域を確認できる。また、降水の強さと雷活動度や竜巻発生確度を重ね合わせた情報が入手できる。

- (4) 目視、聴覚等での確認

ア 真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

上記のような気象の変化を察知したら、急な大雨、雷、竜巻の危険がある積乱雲の発達が予想されるので、すぐに避難する。

2 活用方法の例

- (1) 「雷注意報」、「竜巻注意情報」等、自然災害につながる気象情報を入手したら、全校に周知する。

例1 朝の職員打ち合わせや日報等で、全職員に周知する。

例2 職員室前面に設置されている黒板に表示する。

※ 記載例

発表 雷注意報

10月3日昼前から4日未明まで
付加情報 竜巻、ひょう

例3 校舎内複数個所に、移動式案内板を配置し表示する。

例4 発令されている注意報等を、校内放送で知らせる。

例5 小旗や案内板等の設置で、警報や注意報の発令を運動場等の屋外に周知する。

- (2) 部活動や校外行事等、屋外で活動する場合の対応例



気象庁リーフレット「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」より

3 安全確保のため留意点

- (1) 教職員が、屋外で指導中の場合は、雲の動き等の気象状況に留意し、発達した積乱雲を見つかったり雷鳴が聞こえたりした場合は、直ちに屋外にいる児童生徒を校舎内等の建物に避難させ、安全を確保する。また、管理職に報告し、気象情報の共有化と共通指導で全校の安全対策を実施する。

(2) 気象情報は、屋外の活動だけでなく児童生徒の登下校時の安全確保にも活用する。下校時に気象状況が急変した場合は無理に下校させず、校内待機や集団下校、保護者への引渡しなどを実施する。

(3) 部活動(校外での練習や練習試合等を含む)や校外活動を実施する際は、気象の急変による計画の変更や中断・中止の判断基準と、それを判断する責任者を事前に確認しておく。

また、万が一の場合の避難方法やAED設置場所等の確認等、安全対策を万全にしておく。

- (4) 部活動等で他校と共に活動する場合は、予め前述の(3)内容を各校の責任者、引率者間で共通理解し、共通行動がとれるようにする。

【参考】

○通知

- ・「自然災害発生時の児童生徒等の安全確保について（依頼）」
平成27年6月17日付け教保体第621号
- ・「落雷事故の防止について（通知）」
平成28年7月19日付け教保体第765号
- ・「落雷事故防止の徹底について（通知）」
平成28年8月5日付け教保体第926号

○熊谷地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya>

- ・「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」
(リーフレット)
- ・「急な大雨・雷・竜巻 ―ナウキャストの利用と防災―」(リーフレット)
- ・「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」(リーフレット)

- 1 不祥事を防止するためには、教職員一人一人の倫理意識の確立が不可欠である。管理職及び倫理確立委員は、改めて各学校において、倫理意識の確立に努めること。
- 2 体罰をはじめとする不祥事を未然に防ぐため、積極的に職場内にコミュニケーションの機会を設け、職員相互の理解と信頼を図り、体罰を容認することのない風通しの良い職場づくりに努めること。
- 3 児童生徒や保護者が体罰に係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教育委員会等の相談窓口についても、児童生徒及び保護者に広報し、周知すること。
- 4 体罰もしくは体罰と思われる不適切な指導について、校内で相談や通報があった場合や教育局等から照会や情報提供があった場合は、当該教職員、児童生徒、保護者、関係教職員等に対する事実確認を早急に実施し、その結果を速やかに教育局に報告すること。
- 5 定期的に職員会議等の場を通じて、服務規律の確保及び不祥事防止の徹底を図ること。教職員への指導の徹底に当たっては、単に文書を回覧するのではなく、必ず、校長から教職員へ指示・伝達すること。

体罰の根絶をめざして

体罰を根絶するためには、教職員一人一人が「体罰は児童生徒の人権を損ない、教育に関する信頼を失わせるもの」であることを厳しく受け止める必要があります。

言うまでもなく、学校教育法で、体罰は明確に禁止されております。教育とは教職員と児童生徒との信頼関係の上に成り立つものであり、体罰は、児童生徒の人権を侵害する許されない行為であります。

各学校においては、教職員一人一人が体罰を自らの問題として真剣に受け止めるとともに、体罰を容認する意識を根絶し、自らの姿勢を正していくことが必要です。そして、体罰は児童生徒の心を傷つけ、人間的誇りを失わせるものであることを、教職員一人一人が深く認識することが大切です。

すべての学校において、「体罰を見過ごしていないか」、「体罰を容認する雰囲気はないか」という観点から全校を挙げて総点検を行い、教職員一人一人が人権意識を一層高め、児童生徒を真に大切にしている教育活動を展開するよう強く求めます。

平成25年2月

埼玉県教育委員会

体罰事故の根絶について（通知）

〔 教 県 第 1131 号 〕
〔 平成25年2月8日 〕

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

教職員の不祥事防止につきましては、日頃から、格別の御指導をいただいておりますが、報道によりますと、大阪市立高等学校において、運動部顧問から体罰を受けた生徒が自殺するという痛ましい事故が発生しました。

体罰事故をはじめとする教職員事故の防止につきましては、これまでもあらゆる機会を捉えて、繰り返し注意を喚起し、その徹底に努めてまいりました。本県におきましても、体罰によって懲戒処分等に至る事故が発生しており、たいへん憂慮すべき状況であります。体罰は児童生徒の人権を侵害する許されない行為であるとともに、県民の教育に対する信頼を大きく損なうものであります。

各学校におきましては、下記事項に留意の上、別添「体罰の根絶をめざして」を活用し、職員会議等あらゆる機会を通じて、指導、研修の機会を設け、今後、県民の信頼を裏切る事態を招くことのないよう、教職員に対し、体罰禁止を徹底されるよう御配意願います。

なお、体罰に関する実態調査につきましては、別途通知します。

記

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」
の策定について（通知）

活動となるようお願いいたします。

〔教保体第724号〕
〔平成30年7月13日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

このたび県教育委員会では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、文化部を含む部活動全体を対象とした方針として、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(以下「県方針」という。)を策定いたしました。

ついでには、各市町村教育委員会におかれましては、県方針を参考として、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定していただくとともに、貴管下の中学校、高等学校及び特別支援学校に周知くださるようお願いいたします。併せて、同学校において「学校の部活動に係る活動方針」の策定と同方針、活動計画等の公表が円滑に進むよう御配慮願います。

各県立学校におかれましては、県方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、ホームページへの掲載等により同方針や活動計画等を公表し、教職員、生徒、保護者、学校関係者等への周知を図るようお願いいたします。

なお、上記の「設置する学校に係る部活動の方針」及び「学校の部活動に係る活動方針」を策定するに当たっては、下記の事項に十分御留意ください。また、「学校の部活動に係る活動方針」等の公表後は、順次、運用を開始していただき、平成31年4月1日には、全ての学校でこれらの取組が実施されるよう御配慮願います。

記

1 部活動の休養日の設定について

学期中は、週当たり2日以上休養日を設定すること。

なお、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振替えること。

長期休業中は、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること。

2 部活動の活動時間について

平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動とすること。

※なお、各学校において方針の策定や公表が進むまでは、平成28年3月に通知した「効果的な部活動の在り方について」に則り、適切な